

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	提案主体分類コード		a 市区町村単独
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。	

要望事項(事項名)	道路工事の舗装の義務化	制度の所管・関係 省庁	
根拠法令等	道路法、愛媛県県道の技術的基準等を定める条例	プロジェクト 名	平坦化プロジェクト
提案分野	8. 土木分野		

求める措置の具体的内容	<p>道路法に基づき、県が定めた「愛媛県県道の技術的基準等を定める条例」における、条例委任された基準の道路の構造に関する一般的技術的基準への追加等により、道路工事における適切な舗装を義務化していただきたい。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>舗装関連では歩道部の透水性舗装、歩道の舗装を雨水を地下に浸透させる透水性構造とする規定がある。しかし今日では、高度経済成長期に集中的に整備された道路の老朽化が進んでいる。学生ら、自転車通学者にとって、道の段差、くぼみなどは、走行中において交通事故などの危険につながる。そこで、工事の時から舗装の時間を設けて工事した後、元に戻した時にできる道路の差を水平に舗装することを義務付けてほしい。</p> <p>松山中央高校では自転車通学生がほとんどで、重たい荷物を荷台にくっつけている。その荷物が落ちてしまい事故につながりそうだったという話はよく聞く。私自身、通学中に荷台にくっつけている荷物が解けてしまい、くっつけていた紐が自転車の後輪に絡まり、自転車が動かなくなったことがある。原因の一つとして挙げられるのが不要な段差によるものである。自転車通学生の視点から不要な段差、溝があるのは大変危険である。また、愛媛県ではサイクリングを利用したイベントが盛んに行われている。しまなみ海道周辺だけでなく、町の道路整備をして「サイクリング県」として全国の先駆けとなしてほしいと考える。</p>
-----------------	---

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)	
--	--

最終回答	<p>愛媛県では、平成25年3月26日に制定しました「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において、「第19条(道路環境の整備) 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができる道路の環境の整備に努めるものとする。」と定めており、歩道や車道の舗装についても、段差や溝が生じない施工に努めているところであることから、「愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例」にご提案の内容を追加することは必要ないと考えております。</p> <p>なお、歩道や車道の舗装について、段差や溝等が生じているような箇所があれば、所管している地方局建設部または土木事務所にご連絡いただければ、現地を確認のうえ、必要に応じ補修等の対応をさせていただきます。</p>
------	---

対応区分	A-3(現行制度で対応)
------	--------------